

買取料金メニュー定義書
【エネちょポイントプラン】

日本瓦斯株式会社

買取料金メニュー定義書【エネちょポイントプラン】(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気受給約款(以下「本約款」といいます。)に基づき、お客さまが当社に電気を供給し、当社がお客さまから電気を買収するときの料金その他の条件を定めたものです。

1.適用期日

本定義書は、2019年11月1日より適用します。

2.適用範囲・条件等

- イ 本約款の適用対象で日本ガスグループのポイントサービス、「エネちょポイント」に入会しているお客さまがエネちょポイントプランを希望された場合に適用します。
- ロ エネちょプランの契約には、事前にエネちょポイントへの入会が必要となります。
- ハ エネちょポイントは、本契約を締結している発電場所と同一住所のポイント会員へ付与します。

3.買取料金

買取料金は、当該月の料金算定期間の受給電力量に基づきイによって算定された電力量料金から郵送手数料を差し引いた金額の当該1年分の合計とし、毎年1月末日までにお支払いいたします。

イ 電力量料金

電力量料金は次の算式で計算された料金です。

- ・電力量料金＝当該月の受給電力量×電力量料金単価
- ・電力量料金単価は1キロワット時について 7円(税込)

ロ 郵送手数料(ご希望者のみ)

受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料を買収金額から差し引かせていただきます。

4.付与ポイント

付与ポイントについては次のとおりとします。

- イ 新規契約時に新規契約ポイントとして500ポイント、契約満了時に契約満了ポイントとして最大1,500ポイントを付与します。
- ロ 新規契約ポイントを受給開始日の翌月15日、契約満了ポイントを契約満了日の翌月15日に付与します。
- ハ 新規契約ポイントは初回のみとし、契約満了ポイントは契約期間の自動更新以降も継続付与されます。
- ニ 契約期間途中で契約プランの解約ならびにプラン変更がある場合の契約満了ポイントは次のとおりとし、解約月ならびにプラン変更月の翌月15日に付与します。

また、契約から1年を経過せずに契約満了を迎える場合も同様とします。

契約期間(契約月から12月末までの月数)	付与ポイント数
～6か月	500ポイント
7か月～11か月	1,000ポイント
12か月	1,500ポイント

ホ お申込みから受給開始日までに解約された場合のポイント付与は行いません。